

令和5年度メディアミックスによる若者向け広報展開 業務委託仕様書

1 委託業務名

令和5年度メディアミックスによる若者向け広報展開業務

2 業務目的

兵庫県からの人口流出が続く中、次世代の兵庫県を担う子ども達やその親世代に向けて、本県の地域創生の取組やひょうご五国の魅力等を広報展開し、これら県民の兵庫県への愛着心の醸成や魅力の発信を図る。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和6年3月31日

4 事業費

3,795,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

本県が推進する地域創生の取組や、ひょうご五国の魅力等を県内外に向けて発信

(1) 想定する広報の対象

次世代の兵庫県を担う子ども及びその親世代 等

(2) 広報の手法

ラジオ放送及びSNSを活用した広報

(3) 実施内容

- ・県内の比較的大規模な会場において、イベントを1回開催
- ・兵庫県にゆかりのある著名人を起用
- ・イベントゲストとのスポーツによる交流の実施
- ・イベントの内容をラジオで放送するとともに、SNSを活用した広報の実施

6 業務実施上の留意点

(1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について兵庫県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までには兵庫県に提出すること。

(2) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、兵庫県に提出すること。

(3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を兵庫県に連絡し、その指示に従うこと。

(4) 受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承

認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

- (5) この業務で得られた著作物等の成果等については、兵庫県に帰属するものであること。
- (6) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、兵庫県と協議し、その指示に従うこと。